

持続的な農の物流構築事業
(農の物流改革補助金：③物流効率化の機器整備)
公募要領

令和6年5月22日策定
令和7年5月14日一部改正
令和8年5月1日一部改正
農業流通ブランド課

1 総則

持続的な農の物流構築事業（農の物流改革補助金）（以下、「本事業」という。）の公募については、この要領に定めるところによる。

2 事業内容等

本事業の、補助対象経費、補助率又は補助金額、補助対象者、採択要件は宮崎県農産物流通市場関係事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）別表に定めるところとする。

3 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和9年2月28日までとする。

4 補助対象経費の範囲

(1) 本事業の補助対象経費は、補助メニューごとに直接必要な経費のうち、下表に定める経費とする。

| 補助メニュー | 補助対象経費 | 要件 |
|-----------------------------|--|--|
| 物流効率化の機器整備 (補助率：1 / 3以内) | ①物流拠点の機器整備 物流効率化のための省力機器等の整備 ②荷役の省力化 積み下ろし労力の軽減や作業時間短縮を図るための省力機器の整備 ③物流のデジタルシフト 物流の効率化に役立つ ICT 機器やシステム等の整備 ④その他審査により必要と認められる経費 | ①既存機器の単純更新は不可とする。 ②事業主体は複数の拠点から荷物を集約して取扱う荷主であること。 |

(2) 次の経費は補助対象外とする。

- ① 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ② その他、新規性、事業効果を考慮し審査において認められない経費

5 補助対象者

民間事業者（農業団体、農業法人、卸売業者、仲卸業者等農産物輸送の荷主となる事業者）
なお、同一事業主体であっても、持続的な農の物流構築事業の他の補助メニューの取組は妨げない。

6 申請書類について

- (1) 書類：令和8年度持続的な農の物流構築事業計画書（要綱様式第1号（その4））
- (2) 公募期間：令和8年5月7日（木）～令和8年11月30日（月）
ただし、予算総額が上限に達し次第、公募を終了する。
- (3) 申請期限：毎月末日を申請期限とする。翌月上旬に審査を実施し事業採択者を決定。
公募期間途中で公募を終了する場合は、県庁ホームページにて周知する。
- (4) 問合せ先：宮崎県農業流通ブランド課（0985-26-7126）
- (5) 留意事項：①申請書の提出はメールにて下記に提出。
(nogyoryutsu-brand@pref.miyazaki.lg.jp)
②期間中に提出された計画については審査後速やかに採択の可否を通知。
③パートナーシップ構築宣言の実施企業に対して審査における優遇措置を設ける。
申請時点で「パートナーシップ構築宣言」がパートナーシップ構築宣言ポータルサイトで公表されていることを確認することにより優遇対象かどうか判断する。